

電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。

4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

### 三 第4条第1項各号に掲げる行為をする場合

区分	単位	金額
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1日	600円
業としての写真の撮影	写真機1台1日	600円
業としての映画の撮影	1日	14,600円
興行	1平方メートル1日	11円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1平方メートル1日	8円
花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為	知事が定める額	

備考 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しに係る使用料については、当該催しが大規模であり、又は長期にわたる場合で、知事が特に必要と認めるときは、減額するものとし、その額は知事が定める。

別表第4（第9条関係）

#### 一 施設を利用する場合

施設の名称	1時間	1日
		午前9時～午後9時
茶室（茶席、和室及び立礼席）	2,820円	28,290円
茶室（茶席）	1,290円	12,960円
茶室（和室）	970円	9,720円
茶室（立礼席）	970円	9,720円

備考 1時間を単位として利用する場合において、利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とする。

#### 二 設備又は器具を利用する場合

設備又は器具の名称	単位	金額
茶道具	一個一回	370円

#### 三 第14条第2項の行為をする場合

区分	単位	金額
茶室及びその附帯施設内に広告を表示する行為	1平方メートル1日	1,940円

別表第5（第10条、第11条関係）（省略）

別表第6（第16条、第17条の2関係）（省略）

## ○山梨県都市公園条例施行規則

(昭和39年5月25日 規則第34号)

最終改正 平成29年3月14日規則第4号

#### (趣旨)

第1条 この規則は、山梨県都市公園条例(昭和39年山梨県条例第21号。以下「条例」という。)に基づき、必要な事項を定めるものとする。

#### (使用料の納付)

第2条 条例第9条第1項の規定による使用料(以下「使用料」という。)は、前納しなければならない。(使用料の免除等)

第3条 条例第9条第2項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、当該許可の申請をする際に、使用料免除申請書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に当該申請書の提出を不要と認めて別に定める場合に該当するときは、この限りでない。

2 条例第9条第3項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、還付の理由の生じた日から起算して15日以内に、使用料還付申請書を知事に提出しなければならない。

#### (指定管理者の指定の申請)

第4条 条例第12条第1項の規定による条例別表第5の上欄に掲げる都市公園の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

一 事業計画書

二 収支計画書

三 実施体制を記載した書類

四 団体の概要を記載した書類

五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)

七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

八 前各号に掲げるもののほか、条例第12条第2項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

#### (利用料金の免除等)

第5条 条例第16条第4項の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 次に掲げる者が、山梨県緑が丘スポーツ公園のスポーツ会館（屋内プールに限る。）、山梨県小瀬スポーツ公園の水泳プール若しくはアイスアリーナを個人で利用し、又は山梨県森林公園金川の森のターゲットバードゴルフ場を利用するとき。

#### 利用料金の全額

イ 65歳以上の者(山梨県森林公園金川の森のターゲットバードゴルフ場を利用する場合にあっては、

県内に居住する者に限る。)

- 口 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者及びその介護を行う者
- ハ 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒(土曜日に利用する場合であって、定期利用に該当しないときに限る。)
- 二 県が公用又は公共用として利用するとき。 利用料金の全額
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたとき。 知事が相当と認める額

#### 第6条～第7条（省略）

(損傷等の届出)

第8条 公園施設又は設備若しくは器具を損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(書類の様式等)

第9条 都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)、条例及びこの規則の規定による書類の様式は、それぞれ次のとおりとする。

- 一 (省略)
- 二 (省略)
- 三 法第6条第2項の規定による都市公園占用許可申請書 第3号様式
- 四 条例第4条第1項の規定による都市公園内制限行為許可申請書 第4号様式
- 五 法第5条第1項及び第6条第3項並びに条例第4条第1項の規定による変更許可申請書 第5号様式
- 六 第3条第1項の規定による使用料免除申請書 第6号様式
- 七 第3条第2項の規定による使用料還付申請書 第7号様式
- 八 条例第12条第1項の規定による指定管理者指定申請書 第8号様式
- 九 (省略)

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年5月1日から適用する。

(省略)

#### 附 則（平成29年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

第3号様式(第9条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所

氏 名

印

都 市 公 園 占 用 許 可 申 請 書

次のとおり都市公園の占用を許可されるよう申請します。

占用する都市公園の名称			
占用物件の種類及び構造			
占 用 の 場 所			
占 用 の 目 的			
占 用 の 期 間	年	月	日から 年
占用物件等の管理の方法			
工事実施の方法			
工事実施の期間	年	月	日から 年
原状回復の方法			
使 用 料 の 額	円		
備 考			

注 設計図、仕様書及び図面(位置図、平面図、立面図、模写図、断面図等)を添えること。

第4号様式(第9条関係)

年　月　日

山梨県知事 殿

申請者住所

ふりがな

氏名 印

生年月日 年　月　日

(団体にあつては、主たる事務所の 所在地及び名称並びに代表者の氏名 及び生年月日)

都市公園内制限行為許可申請書

次の行為について、山梨県都市公園条例第4条第1項の規定により、都市公園内制限行為を許可されるよう申請します。

都市公園の名称	
行為をする場所又は公園施設名	
行為の 内容	種類 方法
行為の目的	
行為の期間	年　月　日から 年　月　日まで
原状回復の方法	
使用料の額	円
備考	
□誓約等 (誓約等をする場合は、□にレ印を記入すること。)	1 この申請による行為は、暴力団の利益となるものではありません。 2 この申請による行為が暴力団の利益となると認められた場合、その許可が取り消されても異存はありません。 3 私(団体である場合には、その役員を含む。)が暴力団員等(※)又は暴力団であるか否かについて警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることを承諾します。 ※ 暴力団員等:暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者

注 申請者が団体である場合は、その役員の役職名、住所、氏名(ふりがなを付す。)及び生年月日を記載した書類を添付すること。

第5号様式(第9条関係)

年　月　日

山梨県知事　殿

申請者住所

氏　名

印

変更許可申請書

年　月　日山梨県指令 第　号で許可になつた事項を次のとおり変更したいので許可されるよう申請します。

都市公園の名称						
許可を受けた公園施設又は物件の名称		場所				
変更しようとする事項	変	更	前	変	更	後
変更の理由						
変更後の使用料の額						円

注 公園施設の設置及び都市公園の占用の許可に係る事項を変更する場合にあつては、  
変更事項を証する設計書、仕様書、図面（位置図、平面図、立面図、模写図及び断面  
図等）及び事業計画書を添付すること。

## 第6号様式(第9条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

印

## 使 用 料 免 除 申 請 書

次のとおり使用料の全部(一部)を免除されるよう申請します。

使用料の額 A	円	Aに対するBの割合			
免除を受けようとする額 B	円	納付する使用料の額	円		
施設又は物件の名称					
使用期日又は日時	年 年	月 月	日 日	時 時	分から 分まで
使 用 の 目 的					
団体の場合はその名称及び参加人員					
申 請 の 理 由					
備 考					

第7号様式(第9条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

印

使 用 料 還 付 申 請 書

次のとおり使用料の全部(一部)を還付されるよう申請します。

納付済使用料の額	円
還付を受けようとする額	円
許可を受けた施設又は物件の名称	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
申 請 の 理 由	
後日の使用料に充当することの有無	

第8号様式(第9条関係)

年　月　日

山梨県知事　殿

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

電話番号

指定管理者指定申請書

次の都市公園の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県都市公園条例第12条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

都市公園名：\_\_\_\_\_